

# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」

## 内 容

### ○ 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)]

#### 総拘束時間

トラック…………… 原則 1か月 293時間

バ ス…………… 原則 4週間平均で1週間 65時間

タクシー…………… 原則 1か月 299時間

#### 最大拘束時間

トラック、バス、タクシー： 原則 1日 16時間

(ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)

### ○ 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】

トラック、バス、タクシー： 原則 継続8時間以上

### ○ 最大運転時間

トラック： 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間

バ ス： 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間

### ○ 連続運転時間

トラック、バス： 4時間以内

〔運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、  
1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。〕

### ○ 休日労働

トラック、タクシー…………… 2週間に1回以内、

かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

バ ス…………… 2週間に1回以内、

かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。